

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 .関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告しなければならない事項並びに当該報告の期限等を定めることとする。(関税法施行令第12条等関係)
 - (2) 税関職員が輸出入者等から提出された物件を留め置く場合の手續等を定めることとする。(関税法施行令第91条の2等関係)
- 2 .貨物の運送のために反復して使用される容器に係る再輸入免税及び再輸出免税の手續について、簡素化を行うこととする。(関税定率法施行令第16条等関係)
- 3 .その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 .この政令は、別段の定めがある場合を除き、関税定率法等の一部を改正する法律(平成24年法律第19号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。